

27 日 獣 発 第 22 号

平成 27 年 4 月 13 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

**「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延  
防止措置実施に当たっての留意事項について」の全部改正について**

このことについて、平成 27 年 4 月 1 日付け 26 消安第 6560 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いたします。

このたびの通知は、全部変更された「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」(平成 18 年 3 月 31 日農林水産大臣公表)が同日、施行されたことに伴い、「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」(平成 16 年 11 月 29 日付 16 消安第 6226 号農林水産省消費・安全局長通知)の全部を改正したので、了知とともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となった、本病の発生予防及びまん延防止措置の円滑な実施について、都道府県知事あて依頼したので、その旨了知の上、円滑な防疫対策の実施への協力が依頼されたものです。

なお、留意事項を含んだ本指針は、下記のホームページに掲載されております。

記

「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針  
(留意事項 (消費・安全局長通知) 溶込版)」

( [http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_bousi/pdf/h270401\\_bseg\\_uide\\_w\\_note.pdf](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_bousi/pdf/h270401_bseg_uide_w_note.pdf) )

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601



26消安第6560号  
平成27年4月1日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延  
防止措置の実施に当たっての留意事項について」の全部改正について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知いたしましたので、御了知の上、  
円滑な防疫対策の実施につき協力方よろしくお願いいたします。



写

26消安第6560号  
平成27年4月1日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の全部改正について

牛海綿状脳症については、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項に基づき公表されている「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成18年3月31日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に従い、本病の発生予防及びまん延防止対策を進めてきたところです。

本日、全部変更された防疫指針が施行されることに伴い、「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（平成16年11月29日付16消安第6226号農林水産省消費・安全局長通知）の全部を別添のとおり改正しましたのでお知らせします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、本病の発生の予防及びまん延防止措置の円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

(別添)

## 牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項

### 1 死亡牛検査について（防疫指針第3の1の（1））

#### （1）死亡牛検査結果の取りまとめ及び動物衛生課への報告

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成27年4月1日農林水産大臣公表（以下「防疫指針」という。）第3の1の（1）のサーベイランスの結果については、都道府県畜産主務課は農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）宛てに、毎月20日までに前月分を別記様式1により、検査状況を取りまとめ、報告する。また、防疫指針第3の1の（1）のアの（ア）のa又は（イ）のa若しくはdに該当する牛については、別記様式2により、死亡前の臨床症状、確定診断結果等を報告する。

なお、死亡牛の届出はあったが、BSE検査を実施しなかった牛のうち、牛海綿状脳症特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号。以下「特措法施行規則」という。）第4条第1号から第4号までの場合に該当しない事例が確認された場合は、その都度、理由とともに動物衛生課に報告する。

#### （2）死亡牛検査及びその結果の報告について

ア 生前に特定臨床症状（防疫指針第3の1の（2）のアの（ア）に示す症状）を呈していた又は呈していた可能性が高い牛の取扱い

以下のいずれかに該当する牛のうち、48か月齢以上の牛については、防疫指針第3の1の（1）のアの（ア）のa又は（イ）のaに分類し、48か月齢未満の牛については、防疫指針第3の1の（1）のアの（イ）のdに分類する。

- ① 生前に特定臨床症状を呈していた又はその可能性が高い牛（治療をせず又は治療中にとり汰され又は死亡した牛を含む。）。具体的には、ヒストフィルス・ソムニ感染症、リステリア症、大脳皮質壊死症、脳炎、脳脊髄炎又は神経症（全身又は後軀に異常が見られる神経麻痺及び神経系の腫瘍で、髄膜炎、旋回病、閉鎖神経麻痺、大腿神経麻痺、坐骨神経麻痺、脳腫瘍、脊髄腫瘍、末梢神経系腫瘍又は下垂体腫瘍）であると疑われた又は確定診断された牛であって、かつ、治療に反応せず進行性の中樞神経症状を呈していた又はその可能性が高い牛。
- ② 死亡原因が確定できない場合であって、かつ、飼養者の稟告等から、家畜防疫員により生前に特定臨床症状を呈していた可能性が高いと判断された牛。
- ③ 農場から異常牛を疑う通報があり、当該牛について、家畜防疫員により特定臨床症状を呈すると判定される前に、死亡し又は家畜防疫員の確認を受けた上でと

う汰された牛。

なお、農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関において、BSEの感染実験に供された牛（陰性対象牛を含む）については、原則として防疫指針に基づく検査対象とはしない。

#### イ 生前に歩行困難、起立不能等であった牛の取扱い

以下のいずれかに該当する牛については、それぞれ、防疫指針第3の1の(1)のアの(ア)のb又は(イ)のb、c若しくはeに分類する。

- ① 感染症を疑わない進行性の神経症状を呈する疾病としては、BSE以外にも低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、ダウンー症候群等がある。獣医師が臨床症状、生化学検査等から、生前にこれらのBSE以外の疾病で歩行困難、起立不能又は神経症状を主徴とする疾病(1の(2)のアの①の疾病以外で、低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、ダウンー症候群、頸髄症、変形性脊椎症、脳軟化症、癲癇、顔面神経麻痺、三叉神経麻痺、肩甲上神経麻痺、橈骨神経麻痺、腓骨神経麻痺、脛骨神経麻痺、その他の末梢神経麻痺)であると診断し、死亡し又はとう汰された48か月齢以上の牛については、防疫指針第3の1の(1)のアの(ア)のb又は(イ)のbに分類する。
- ② 死体の検案により、アの①の疾病にかかっていたことが判明した場合については、飼養者、検案した獣医師等に当該牛の生前の症状を再度確認することとし、当該牛が特定臨床症状を呈していた可能性が低い場合であって、48か月齢以上の牛については、防疫指針第3の1の(1)のアの(ア)のb又は(イ)のbに分類する。なお、当該牛が特定臨床症状を呈していた可能性が高い場合であって、48か月齢以上の牛については、防疫指針第3の1の(1)のアの(ア)のa又は(イ)のaに分類し、48か月齢未満の牛については、防疫指針第3の1の(1)のアの(イ)のdに分類する。
- ③ 48か月齢以上の死亡牛であって、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第16条第1項第1号及び第2号の疾病以外の家畜伝染病の患畜又は疑似患畜で死亡し、又は殺処分されたもの及び届出伝染病にかかっている又はかかっている疑いがあるものは、防疫指針第3の1の(1)のアの(イ)のcに分類する。
- ④ 48か月齢未満であって、特定臨床症状を示さないが、BSE検査が必要であるとする合理的な理由があって検査された場合は防疫指針第3の1の(1)のアの(イ)のeに分類(特定臨床症状は示さなくても、これまでに観察したことのないような行動や症状等の何らかの変化を感じられた場合等)し、その理由を動物衛生課に報告する。

## ウ 通常の死亡牛

48か月齢以上であって、届出対象である牛のうち、以下のいずれかに該当する場合は、防疫指針第3の1の(1)のアの(ア)のcに分類する。

- ① 通常の死亡牛（上述のア、イに該当しない牛。神経症状等を呈せず、事故等による骨折、削蹄不良等の原因が明らかな関節炎又は蹄病等により起立不能となり、死亡し又はとう汰された牛を含む。）
- ② 死亡前の症状が不明の牛

## 2 臨床検査等に係る調書について（防疫指針第3の1の(2)）

防疫指針第3の1の(2)のイの(ア)の家畜防疫員による農場等での臨床検査の結果については、別記様式3により記録する。

## 3 特定臨床症状牛の判定及び異常牛検査による疑似患畜の判断（防疫指針第3の1の(2)）

異常牛の報告を受け、家畜防疫員が特定臨床症状に該当するか否かを判定するに当たっては、治療への反応、防疫指針第3の1の(2)のアの(ア)に示すBSEに特徴的な症状、過去のBSE牛との疫学的関連性、月齢（出生年）等を踏まえて総合的に判断する。

## 4 BSE検査に係る解剖及び採材方法について（防疫指針第3の1）

家畜保健衛生所における本病の検査に係る解剖、採材等に当たっては、以下の点に留意する。

### (1) 服装、器具

フード付きディスポーザブルのつなぎを着用する。頭部はつなぎのフードをかぶり、マスク及びフェイスシールドを着用する。2対のディスポーザブルグローブの間に切創防止用インナーグローブを着用し、作業着の袖口と外側の手袋はテープで固定する。刀等はできる限りディスポーザブルのものを使用する。

### (2) 採材箇所

次のいずれかで行う。

- ア 脳のみを採材する。延髄の一部を密閉容器に入れ（バッファー等は使用しない）4℃（氷詰）保存し、残りの部分は右半分を4℃（氷詰）保存し、左半分を10%中性緩衝ホルマリンで固定する。
- イ 大孔法により、脳幹部のみを採材する。

ウ 脳が融解液化していると考えられる場合は、大孔法に準じて脳幹部のみを採材する。

※ 疑似患畜とされた牛については、開頭法により脳全体を採材することとする。脳は正中で縦断して、右半分を生材料として冷凍し、左半分を中性緩衝ホルマリン固定材料とする。

※ エライザ検査で陽性となった牛については、検査結果判明後、直ちに頭部を冷凍保存する等の措置を行う。

### (3) 術式

ア 解剖及び採材は、大きなシートの上又は施設内において、かつ、汚水の消毒が可能な場所において行う。

イ 生体は可能な限り全身麻酔下で放血殺する。放血にはカニューレを用い、血液はビニール袋等にできる限り回収する。回収した血液は焼却処分するが、エライザ検査で陰性が確認されたもののみであれば他の衛生的な処理を行うことも可能である。

ウ 脳のみを採材する。組織片の飛散を避けるため、開頭には鋸その他家畜防疫員が適当と認める器具・器材を用いる。主病変は脳幹部に存在するので、この部位を破損しないよう十分注意する。大孔法による場合には、別添1により、脳幹部を採材する。

エ 別添2により、延髄の一部を4℃（氷詰）保存用に採材する。小脳及び脳の残りの部分は正中で縦断して、右半分を4℃（氷詰）保存し、左半分を10%中性緩衝ホルマリンに浸漬し固定する。

オ 脳が融解液化していると考えられる場合は、大孔法に準じて別添3により、延髄5g程度を4℃（氷詰）保存用に採材する。

※ 解体時は、できる限り内容物が散乱しないように注意し、回収して焼却処分する。

### (4) 終了後の洗浄、消毒

ア 解剖器具等は焼却可能な布等で汚れを落とした後、次のいずれか又は同等以上の消毒処理を行う。

① 2規定の水酸化ナトリウム水に2時間浸漬し、水洗した後、121℃ 20分のオートクレーブ処理を行う。

② 3%ドデシル硫酸ナトリウム水（以下「3%SDS水」という。）により10分間煮沸処理し、水洗した後、121℃ 20分のオートクレーブ処理を行う。

③ 3%SDS水に浸漬したまま、121℃ 20分のオートクレーブ処理を行う。



④ 有効塩素濃度 2% の次亜塩素酸ナトリウム水で洗浄した後、さらに次亜塩素酸ナトリウム水に一昼夜漬けて消毒する。

イ 解剖室は有効塩素濃度 2% の次亜塩素酸ナトリウム水で消毒する。

ウ ディスポーザブル用品は全て焼却する。

エ 長靴は履いたままブラシを用いて、有効塩素濃度 2% の次亜塩素酸ナトリウム水で洗浄した後、さらに次亜塩素酸ナトリウム水に一昼夜漬けて消毒する。

使用済みの消毒薬等については、環境や水系を汚染しないように中和等の処理を行った上で、地方公共団体条例等に従い処分する。

#### (5) 動物衛生研究所への材料の搬入

ア 都道府県畜産主務課を通じ、動物衛生課に連絡するとともに、原則として家畜保健衛生所においてエライザ検査を行う。エライザ検査が陽性の場合は、別記様式 2 又は 3、エライザ検査の結果及び病性鑑定依頼書（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）が定める様式）を添えて動物衛生研究所に材料を搬入する。

##### イ 搬入材料

(ア) 生材料：別添 2 に準じ、縦に分割した延髄約 5 g を採材し、門部約 3 cm 及びその前後を別の密閉容器に入れる。なお、容器は密栓した上、周囲を 2 規定の水酸化ナトリウム水で消毒し、さらに頑丈な輸送用の容器に収める。この輸送用容器ごとクーラーボックス中に収め、冷蔵にて動物衛生研究所に搬入する。検体を送付する場合には参考 1 に従う。やむを得ず延髄生材料を長期間保存する際は密閉容器に入れて -80℃ 保存する。なお、エライザ検査に供試した乳剤の残りについても動物衛生研究所に送付する。

(イ) 固定材料（病理組織学的検査及び免疫組織化学的検査に使用する。）：10% 中性緩衝ホルマリン水で固定する。固定容器の周囲を 2 規定の水酸化ナトリウム水で消毒後、ホルマリン水が漏出しないように注意して動物衛生研究所に搬入する。

#### (6) 消毒等の措置

ア 病性鑑定施設は有効塩素濃度 2% 次亜塩素酸ナトリウム水等で消毒する。

イ 疑似患畜以外のもので検査で陰性となった場合は、①死体を直接焼却、②陰性を確認した後に肉骨粉処理を行い焼却、又は③化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）第 2 条の規定に基づき埋却することとする。

(7) 問い合わせ先

動物衛生研究所 企画管理部業務推進室交流チーム

(TEL : 029-838-7707)

**5 死亡牛の保管施設、採材施設及びこれらに附帯する施設の要件並びに死亡牛の管理等の手順について（防疫指針第6の1）**

都道府県畜産主務課は、次に掲げる死亡牛の保管施設、採材施設及びこれらに附帯する施設（以下「保管施設等」という。）の要件並びに死亡牛の管理等の手順をあらかじめ動物衛生課と協議して定める。ただし、既に同等の内容を含む規定を定めている場合については、この限りではない。

(1) 施設の要件

- ① 他の場所と明確に区分されていること。
- ② 洗浄及び消毒が可能な構造であり、かつ、設備を有していること。
- ③ 必要に応じて廃水及び廃棄物の消毒が行える構造であり、かつ、設備を有していること。
- ④ 作業員及び作業車両の消毒のための設備を有していること。
- ⑤ 病原体の散逸を防ぐための措置を適切に講じることができること。

(2) 管理等の手順

- ① 家畜防疫員又は都道府県が指定する者（以下「家畜防疫員等」という。）は、検査中の死体の管理が適切に行われるよう、自ら管理を行うとともに、関係者に対して必要な指示をすること。
- ② 家畜防疫員等は、本病に関する試験研究を推進するため、患畜と診断された牛が動物衛生研究所等において適切に利用できるよう、エライザ検査が陽性となった時点でただちに頭部を冷凍保存するなどの必要な措置を講ずるよう努めること。
- ③ 家畜防疫員等は、保管施設において対象牛の死体と届出事項を確認し、採材を行うこと。
- ④ 家畜防疫員等は、採材及び保管に際しては、病原体の散逸防止のため、保管、洗浄、汚水の消毒等を適切に実施すること。
- ⑤ 家畜防疫員等は、検査終了後の死亡牛に検査済みの標識等を行い、保管施設からの搬出に取り違えのないよう措置を講ずること。
- ⑥ 家畜防疫員等は、BSE検査で陰性が確認された死亡牛の移送、焼却、埋却、化製処理、肉骨粉の焼却等が適切に行われるよう関係者を指導すること。なお、患畜及び疑似患畜とされた死体並びに汚染物品の処理については、防疫指針第6の3及び4に基づき、家畜防疫員の管理下で焼却処理を行うこと。

- ⑦ その他家畜防疫員等が必要と認めた事項に関すること。
- ⑧ ①及び③から⑦までの措置が確実に講ぜられたことを記録し、個体ごとに確認できるようにしておくこと。

## 6 疫学情報等の収集について（防疫指針第6の6）

防疫指針第6の6の疫学情報の収集は、参考4のチェックリストを参考に行う。

## 7 牛の評価額の算定方法（防疫指針第6の7）

患畜又は疑似患畜となった牛の評価額の算定については、「家畜伝染病予防法第五十八条に規定される手当金の交付に際し家畜等の評価額を決定する評価基準について」（昭和26年7月10日付け26畜局第2673号畜産局長通知）等を参考にすること。

死亡牛届出及びBSE検査の状況 (留意事項 1 (1))

都道府県名 :

平成 年 月 分

月 齢	届出頭数	合計	検査頭数								
			特定臨床症状牛・特定臨床症状を呈していた可能性のある牛			歩行困難・起立不能牛等				一般的な農場死亡牛 (ア) c	
			計	(ア) a	(イ) a又はd	計	(ア) b	(イ) b	(イ) c		(イ) e
12か月齢未満											
12か月齢以上											
24か月齢以上											
48か月齢以上											
60か月齢以上											
72か月齢以上											
84か月齢以上											
96か月齢以上											
108か月齢以上											
不 明											
合 計											

※指針第3の(1)のAの分類に基づき、留意事項1に留意して分類する。

※検査頭数の内訳は、都道府県において実施したエライザ検査の結果を記入する。

※(ア) a又は(イ) a若しくはdに分類される牛については、別記様式2を併せて提出すること。

※(イ) eについては、検査を実施した理由書を添付すること。

○届出頭数と検査頭数との差については、検査を実施しなかった内訳等を以下により分類して記載する。

BSE特措法施行規則第4条第1号	頭
BSE特措法施行規則第4条第2号	頭
BSE特措法施行規則第4条第3号	頭
BSE特措法施行規則第4条第4号	頭
そ の 他	頭

※その他に該当する例がある場合は、その理由を別葉に記載して報告する。

都道府県名： \_\_\_\_\_  
家畜保健衛生所名： \_\_\_\_\_  
担当者名： \_\_\_\_\_

牛海綿状脳症（BSE）検査材料の詳細（留意事項 1（1））

- 1 検体番号（都道府県の通し番号）： \_\_\_\_\_
- 2 採材年月日： \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
（検査施設への）送付月日： \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
検査年月日： \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
- 3 検体の採材事由
  - ・ 指針に基づく分類：（ア） a ・（イ） a ・（イ） d
  - ・（当該検体の報告）家畜防疫員・獣医師・所有者
- 4 家畜保健衛生所でのBSEエライザ検査の結果：陰性・陽性（\_\_\_\_月\_\_\_\_日）
- 5 動物性加工たん白質を含む飼料給与の有無：有・無  
有の場合：当該飼料の種類 \_\_\_\_\_  
※肉骨粉を含む配合飼料、人工乳等。報告時点で判明していれば製品名も記載する。
- 6 当該牛の情報
  - 品種： \_\_\_\_\_（ホルスタイン種、黒毛和種、交雑種等の別）
  - 用途： \_\_\_\_\_（繁殖、肥育等の別）
  - 生年月日： \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
  - 死亡（推定）年月日： \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日（\_\_\_\_か月齢）
  - 性別：雄・雌
  - 個体識別番号： \_\_\_\_\_
  - 症状
    - ①治療に反応せず、次のa～gに該当する行動や神経症状を伴う進行性の変化（以下の該当する項目にチェックを入れる。当該牛の性格と考えられるものは除く。）
    - a：  興奮しやすい（ 攻撃的又は好戦的）
    - b：  音、光、接触等に対する過敏な反応
    - c：  群内序列の変化
    - d：  搾乳時の持続的な蹴り
    - e：  頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
    - f：  扉、柵等障害物におけるためらい、 怯え又は神経質
    - g：  後躯麻痺  盲目  旋回
    - 異常な頭の動き  運動失調（異常な歩様）  異常に鳴く
    - 異常に舐める  眼瞼又は口唇の下垂  震とう又は眼振
    - その他BSEを疑う行動・症状（\_\_\_\_\_）
  - ②感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状  
具体的な症状（\_\_\_\_\_）
- 診断
  - ①臨床診断（検案）名： \_\_\_\_\_
  - ②確定診断名： \_\_\_\_\_（検査手法： \_\_\_\_\_）
  - ※4でBSEエライザ検査陽性の場合、②の記載は不要
- 7 当該家畜の処理：全焼却・その他（\_\_\_\_\_）
- 8 その他追加すべき事項（病歴、臨床症状の経過等）  
[ \_\_\_\_\_ ]

## 異常牛を疑う牛の発生届出事項 (留意事項2)

都道府県

家畜保健衛生所

1 届出受理年月日時間： 年 月 日 時 分

2 届出者：(氏名) (職業)  
(住所) (連絡先)3 発生農家：(氏名) (職業)  
(住所) (連絡先)4 届出事項：  
異常頭数： 品種： 生年月日(月齢)： 性別：  
当該牛の生産地： 導入元： 個体識別番号：

## 5 症状

□① 治療に反応せず、次のa～gに該当する行動や神経症状を伴う進行性の変化(以下の該当する項目にチェックを入れる。当該牛の性格と考えられるものは除く。)

- a:  興奮しやすい ( 攻撃的又は好戦的)  
 b:  音、光、接触等に対する過敏な反応  
 c:  群内序列の変化  
 d:  搾乳時の持続的な蹴り  
 e:  頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し  
 f:  扉、柵等障害物におけるためらい、 怯え又は神経質  
 g:  後躯麻痺  盲目  旋回  
 異常な頭の動き  運動失調(異常な歩様)  異常に鳴く  
 異常に舐める  眼瞼又は口唇の下垂  震とう又は眼振  
 その他BSEを疑う行動・症状( )

□② 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状  
具体的な症状( )

6 その他の症状：

7 5及び6の症状の経過：

8 既にとった措置：

9 動物性たん白質飼料給与歴の有無：  
有・無(有の場合、種類、給与歴)

10 届出者への指示事項：

11 届出受理者氏名：

12 処置：

(1) 通報(時間)  
家畜保健衛生所：、都道府県畜産主務課：(2) 現地調査  
氏名：、出発時間：

### 大孔法の手順（留意事項4（3）ウ）

- 1 頭部を後頭骨と環椎の間で切断する。
- 2 切断した頭部を、上下を逆にして下顎が上になるように解剖台の上に置く。
- 3 大孔（大後頭孔）から延髄と硬膜の間にへら状のスプーン（薬匙など）を挿入し、延髄から硬膜を注意深く剥離しつつ、第7、8、9、10及び11脳神経を切断する。
- 4 へら状スプーンを注意深く使い、小脳脚を切断（図1）、さらに小脳脚部で脳幹部を切断する（図2）。

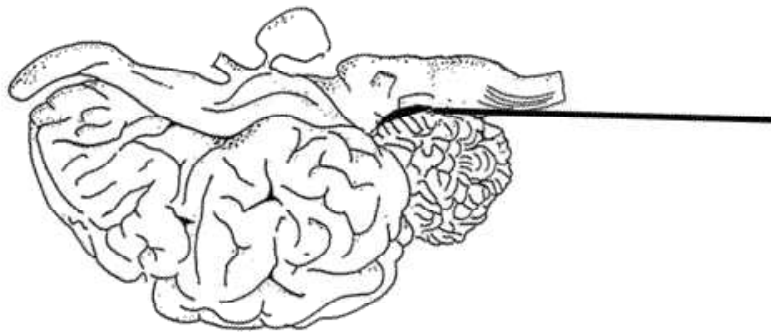


図1：小脳脚を切断

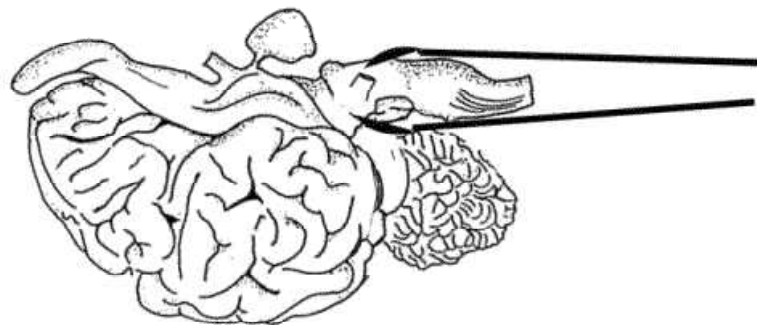


図2：小脳脚部で脳幹部を切断

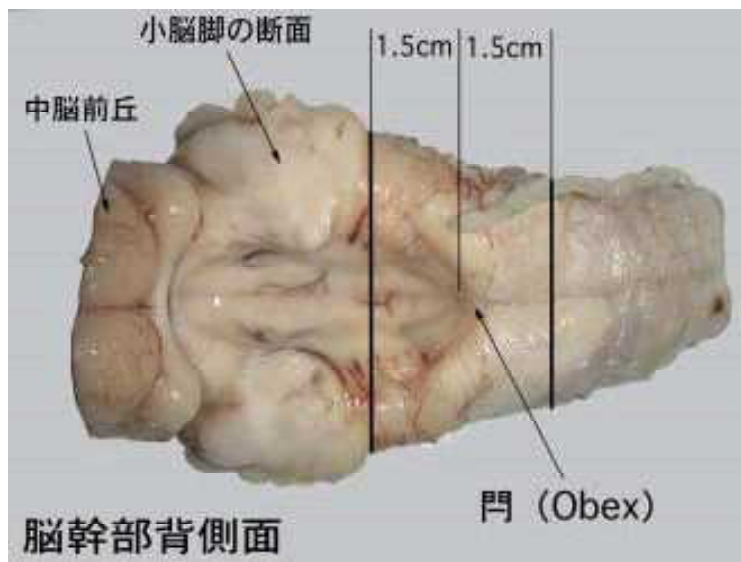
- 5 脳幹部を注意深く摘出する。

注意：特に延髄門部を破損しないよう、細心の注意を払うこと。

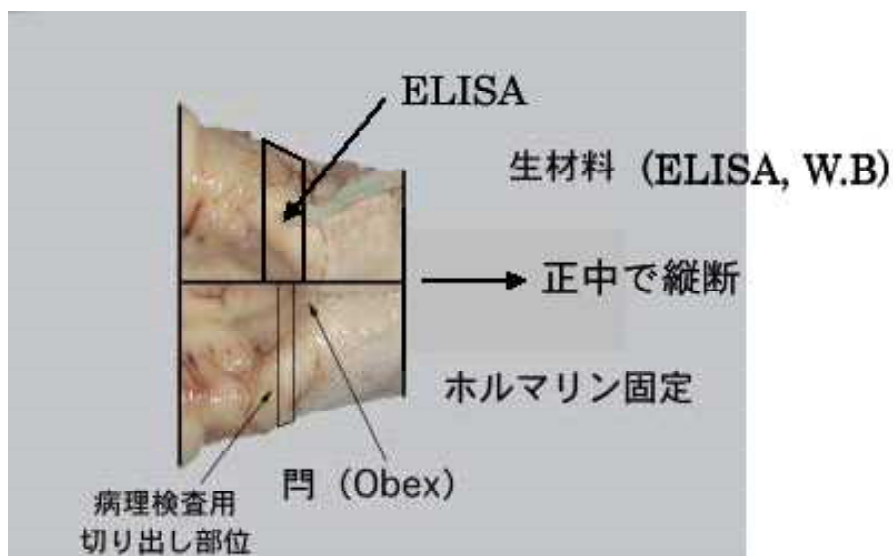
(別添2)

### 採材方法（留意事項4（3）エ）

- 1 ナイフもしくは剃刀を使用し、脊髓中心管の入り口を必ず中央にして前後約1.5cmの位置で延髄を横断する。



- 2 ナイフもしくは剃刀を使用し、正中で門部を含む延髄を縦断する。



- 3 1の前後の残りの部分はナイフ又は剃刀を使用して正中線で縦断し、右側を生材料、左側をホルマリン固定材料とする。なお、これらの部位の生材料は、門部の生材料とは別の容器に入れること。



脳が融解液化している場合の採材方法（留意事項4（3）オ）

脳が融解液化していると想定される場合は、大孔法の手順（別添1）による採材に準じて行う。

- 1 ヘラ状のスプーン（薬匙又は本病検査材料採材用スプーン）を用いて脳幹部5g程度をかきとる。
- 2 ある程度の形状を保っている場合には、門部（Obex）近傍の領域を採材する。
- 3 完全に融解している場合には、かきとった試料を混合（コニカルチューブに入れてボルテックス）し、全体を均一にした後秤量、採材する。

## 検体の郵送に当たっての注意（留意事項4（5）イ（ア））

内国郵便約款第9条第4項の規定に基づき、国連規格容器による適切な包装等を行い、送付すること。

なお、差出しに当たっては、当該郵便物の輸送方法を自所の配達を受け持つ集配郵便局（以下「受持郵便局」という。）に照会し、輸送方法により次のとおり措置の上、当該郵便局に差し出すこと。

### 1 送達の途中で航空機による輸送が行われない検体在中郵便物

次の様式の紙片に必要事項をすべて記入し、郵便物の表面の見やすいところに貼付すること。

品名：牛の組織等 「危険物」*
差出人：
自治体名：
検査所名：
住所：
電話番号：
資格：家畜防疫員（獣医師）
氏名：

※朱記すること。

### 2 送達の途中で航空機による輸送が行われる検体在中郵便物

(1) 次の様式の紙片に必要事項をすべて記入し、郵便物の表面の見やすいところに貼付すること。

品名：牛の組織等 「危険物」* <sup>1</sup>
国連番号：
差出人：
自治体名：
検査所名：
住所：
電話番号：
資格：家畜防疫員（獣医師）
氏名：
ドライアイス〇〇kg在中* <sup>2</sup>

※1：朱記すること。

※2：ドライアイスを入れて送付する場合は朱記すること。

(2) 検体を格納する容器は「国連規格容器」とすること。

(3) 1容器当たりの内容量は、液体の場合は1,000mL未満、個体の場合は50gを限度とすること。

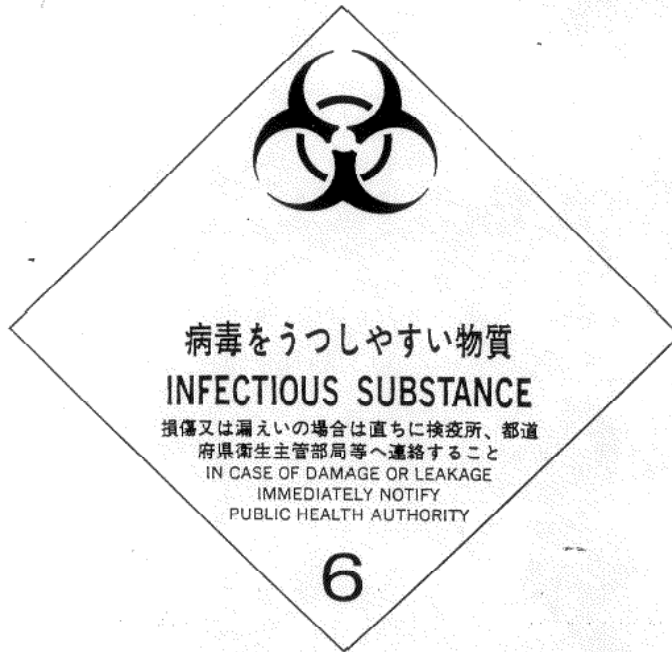
(4) 郵便物の表面の見やすいところに輸送許容物件表示ラベル（分類番号：6.2）を貼付すること。（注2）

(5) 国連規格容器の外側にドライアイスを入れダンボール等で包んだ場合は郵便物の表面の見やすいところに輸送許容物件表示ラベル（分類番号：9）を貼付すること。（注2）

- (6) (5) の場合は、郵便物の引受時に、検体が国連規格容器に格納されているかどうかを確認するため、郵便局職員が外側のダンボール等の開示を求める場合があるので、これに応じること。
- (7) 危険物申告書を2部作成し、小包とともに差し出すこと。(注3)  
なお、小包には、「危険物申告書在中」と記載した開封された封筒を貼付すること。郵便局において危険物申告書の内容を確認した後、返付されるので、郵便局職員立ち会いの下、当該封筒に封入すること。
- (注1) 航空機による輸送の場合、航空法(昭和27年法律第231号)第86条第1項、航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第194条第2項及び関係告示等による規制を受ける。
- (注2) ラベルの様式は参考2のとおり。(受持郵便局に必要分を請求すること。)
- (注3) 危険物申告書は参考3のとおり。(なお、当該申告書については今回の検体輸送用に旧郵政事業庁(現:日本郵政グループ)・各航空会社間で特別に定めたものであり、他には使用できない。)

(参考2)

1 輸送許容物件表示ラベル (分類番号: 6.2)



2 輸送許容物件表示ラベル (分類番号: 9)



## (航空輸送)

## 郵便物に含まれる危険物申告書 (牛の組織等)

下記の郵便物の品名、数量等はすべて正確であり、国連規格容器に納入し、包装、表示等は航空法及びその関連規則に従って行われています。この郵便物は航空機への積載の制限範囲内のものであり、航空機による輸送に適した状態にあります。

申告書作成年月日		平成 年 月 日	
品名	牛の組織等		
	UN 2 8 1 4 UN 2 9 0 0	人体及び動物に対し伝染性がある病 毒を移しやすい物質 (液体)	(注 1) mL
	UN 2 8 1 4 UN 2 9 0 0	人体及び動物に対し伝染性がある病 毒を移しやすい物質 (固体)	(注 2) g
	UN 1 8 4 5	ドライアイス	kg
国連規格容器の外側にドライアイスを入れて更に別の容器等で包装			

## 差出人

自治体名：  
検査所名：  
住 所：  
電話番号：  
氏 名：家畜防疫員 (獣医師)

## 受取人

機 関 名：  
住 所：  
電 話：  
氏 名：

## 航空会社使用欄

(注 1) 内容物が液体の場合、1 容器に納めることのできる総量は1,000mL未満です。  
(注 2) 内容物が固体の場合、1 容器に納めることのできる総量は50gまでです。

## (航空輸送)

## 郵便物に含まれる危険物申告書（牛の組織等）記入例

下記の郵便物の品名、数量等はすべて正確であり、国連規格容器に納入し、包装、表示等は航空法及びその関連規則に従って行われています。この郵便物は航空機への積載の制限範囲内のものであり、航空機による輸送に適した状態にあります。

申告書作成年月日		平成 年 月 日	
品名	牛の組織等		
	UN2814 UN2900	人体及び動物に対し伝染性がある病 毒を移しやすい物質（液体）	（注1） mL
✓	UN2814 UN2900	人体及び動物に対し伝染性がある病 毒を移しやすい物質（固体）	（注2） 40g
✓	UN1845	ドライアイス	1kg
✓	国連規格容器の外側にドライアイスを入れて更に別の容器等で包装		

## 差出人

自治体名：〇〇県  
 検査所名：〇〇家畜保健衛生所  
 住所：〇〇市〇〇 1-2-3  
 電話番号：  
 氏名：家畜防疫員（獣医師）  
 〇〇 〇〇

## 受取人

機関名：国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所  
 住所：305-0856 茨城県つくば市観音台3-1-5  
 電話：029-838-7707  
 氏名：企画管理部業務推進室交流チーム

## 航空会社使用欄

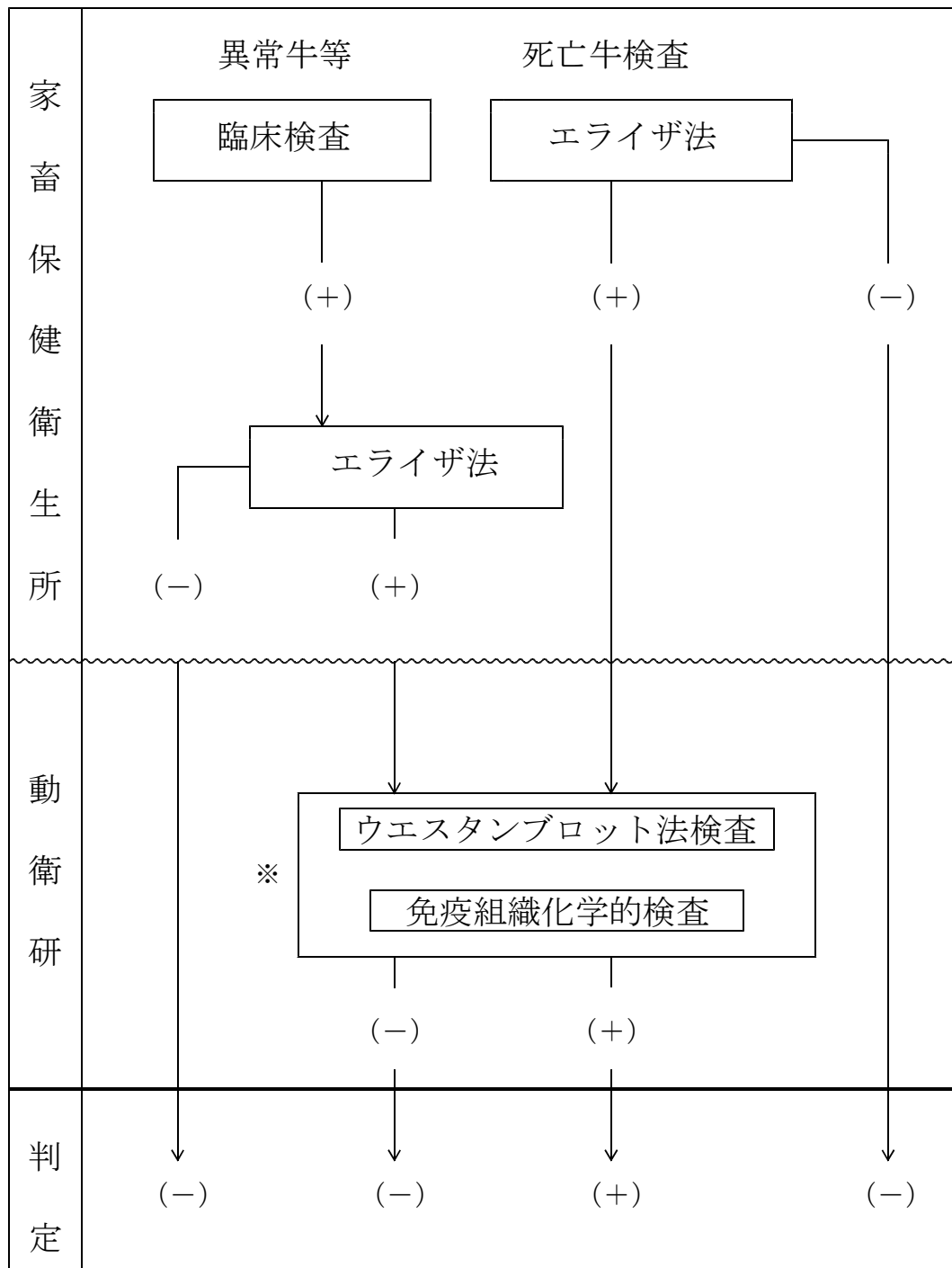
（注1）内容物が液体の場合、1容器に納めることのできる総量は1,000mL未満です。  
 （注2）内容物が固体の場合、1容器に納めることのできる総量は50gまでです。

## ○チェックリスト（留意事項6）

区 分	調査項目	内 容	収 集 確 認
生産農場	飼養状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該牛：飼養確認、出生から現在までの飼養管理状況、産歴（子牛の状況）、疾病と治療記録</li> <li>他家畜（豚、鶏等）の飼養の確認</li> <li>同居牛：飼養頭数、牛舎及び周辺の見取り図</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>血統書</li> <li>結核病等検査名簿</li> <li>診療簿</li> <li>AI (ET) 記録</li> </ul>
	給与飼料	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該牛への肉骨粉等動物性たん白質飼料の給与の有無</li> <li>当該牛に給与したすべての飼料（配合飼料、粗飼料、補助飼料、人工乳、医薬品等）のリストアップと製造メーカーの確認</li> <li>豚、鶏用飼料の取扱い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入伝票</li> <li>飼料給与記録</li> </ul>
	同居牛等	<ul style="list-style-type: none"> <li>同居牛の臨床検査</li> <li>当該牛が当該農場で飼養されていた期間における同居牛のリストアップ</li> <li>当該牛が当該農場で飼養されていた期間において、移動した同居牛の状況</li> <li>当該牛が当該農場で飼養されていた期間における死亡、廃用した同居牛のリストアップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場記録</li> <li>家畜商記録</li> <li>診療簿</li> <li>牛の個体識別情報</li> </ul>
	預託状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該牛の他農場や公共牧場への預託状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>預託記録（入牧記録）</li> </ul>
	施肥状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該牛が当該農場で飼養されていた期間に使用した肥料のリストアップ及び取扱い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入伝票</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペットの飼養及びペット用フードの取扱い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入伝票</li> </ul>
預託農場		<ul style="list-style-type: none"> <li>当該牛の預託期間</li> <li>預託先における飼料給与状況</li> <li>公共牧場における施肥状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>預託記録（入牧記録）</li> </ul>

※DNA鑑定、登録書（鼻紋等）、共済No.、個体識別番号等により個体を取り違えないよう確認すること。

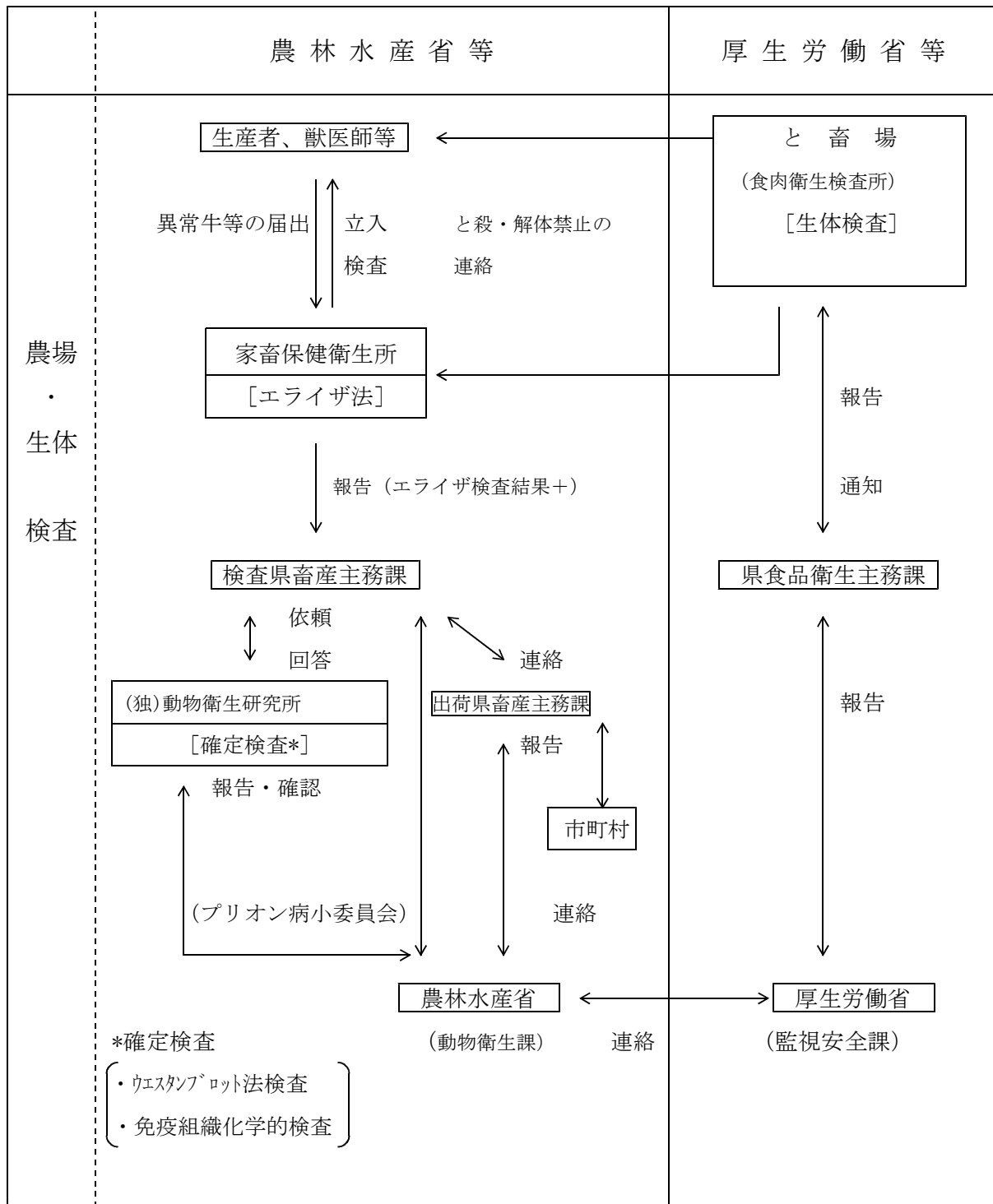
○BSE検査チャート



※いずれか一方の確認検査の結果が (+) となった場合は、陽性と判定する。



1 異常牛等の通報があった場合



〈BSE患畜決定までの流れ〉

